告示

○中央選挙管理会告示第二十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十五年七月十一日

中央選挙管理会委員長　神﨑　浩昭

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館内　総務省

日時　平成二十五年七月二十六日　午後一時

○参議院比例代表選出議員選挙選挙長告示第二号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙につき、参議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年七月十一日

参議院比例代表選出議員選挙選挙長　神﨑　浩昭

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　総務省

日時　平成二十五年七月十九日　午前十時三十分

○政治資金適正化委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十五年七月十一日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号　氏　名　抹消年月日　抹消事由

一五五九　藤原　克己　二五、六、二五　本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を次のとおり公告する。

平成二十五年七月十一日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号　氏　名　登録年月日

四四五〇　二五、六、二八　菅野　恒光

四四五一　二五、六、二八　佐藤　辰文

四四五二　二五、六、二八　三浦憲一郎

○厚生労働省告示第二百三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十五年厚生労働省令第九十号）の施行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年七月十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第7の1の注15中「基準該当生活介護」の下に「、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第54条の8の規定による基準該当児童発達支援若しくは同令第54条の8の規定による基準該当放課後等デイサービス」を加え、「、基準該当自立訓練（生活訓練）、児童発達支援若しくは放課後等デイサービス」を「若しくは基準該当自立訓練（生活訓練）」に改める。

○厚生労働省告示第二百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十五年厚生労働省令第九十号）の施行に伴い、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年七月十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第1の2の注及び第3の2の注中「及び第54条の7」を「から第54条の8まで」に改める。

○厚生労働省告示第二百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十五年厚生労働省令第九十号）の施行に伴い、厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年七月十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

第二号ロ及び第八号ロ中「若しくは第五十四条の七」を「から第五十四条の八まで」に改める。

○農林水産省告示第二千百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福井県大野市下半原七五字袖裏一の二、七六字徳平一一の一、一の二、七七字徳平ノ二一の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

七六字徳平一一の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福井県丹生郡越前町小曽原一一五字西清ヶ谷三九、四〇の一一から四〇の二四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福井県勝山市野向町横倉九六字山笹尾二一、二二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福井県勝山市遅羽町比島三九字大山一二の一・一三の一・一四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四〇字浅谷一五の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備